構造改革特別区域法の一部を改正する法律案要綱

第 国及び 地方公共団体は、 構造改革特 別区域において、 経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に

関する施策を推進するに当たっては、 地域 の活力の 再生に関する施策、 産業 \mathcal{O} 国 |際競争力の 強 化に関う す

る施策その 他 0 関連する施策との連携を図るよう努めなければならない ものとすること (新第二条の二

関係)。

第二 特産 酒 類 $\widehat{\mathcal{O}}$ 製造事業に係 る酒税法 0) 特例に関 Ļ 果実酒又はリキ ユ ルに使用することができる原料

の追加を行うこと(第二十八条の二関係)。

第三 次に掲げる規制の特例に関する措置を追加すること。

一 河川法及び電気事業法の特例等

内 閣 総 理大臣 \mathcal{O} 認定を受けた構造改革 特別区域においては、 河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号

第二十三条、 第二十四条又は第二十六条第一項 (これらの規定を同法第百条第 項にお 1 て準 用 する

場合を含む。) 0 規定による許可を受けた水利 使用 (流· 水 の占用又は同 法第二十六条第一 項に規定する

工作物で流水の占用の のための ŧ Ō の新築若しくは改築をいう。 0) ために取水した流水の みを利用する

水力発電事業について、 河川法上定められている手続の一部を不要等とするものとすること(新第三十

一条関係)。

政令等で規定された地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

内閣 総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域においては、 地方公共団体事務政令等規制事業 (政令

又は主務省令により規定された規制 (地方公共団体の事務に関するものに限る。) に係る事業をいう。

については、 政令により規定された規制に係るものにあっては政令で定めるところにより条例 主

務省令により規定された規制に係るものにあっては主務省令で定めるところにより条例で、 それぞれ定

めるところにより、 規制 の特例措置を適用するものとすること(新第三十五条関係)

第四 新たな規制の特例措置 の整備等に係る提案を募集する期限とされている平成二十四年三月三十一日を

平成二十九年三月三十一日まで延長すること(附則第三条関係)。

第五 構造改革特別区域計画の認定を申請する期限とされている平成二十四年三月三十一日を平成二十九年

三月三十一日まで延長すること(附則第四条関係)。

第六 施行期日等

この法律は、 公布の日から施行するものとすること(改正法附則第一条関係) 0

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること(改正法附則第二条関係)

三 政府は、 この法律の施行後五年以内に、 この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状況に

ついて検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること(改正法附則第三条関係)。

兀 関係法律について所要の改正を行うこと(改正法附則第四条関係)

第七 別表

規制の特例措置の適用を受ける事業を追加すること。